



# 金 沢 市 公 報

号外第25号

平成30年(2018年)10月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

● 告 示

○町の名称の変更について

(市民協働推進課) 1

ページ

○住居表示を実施すべき区域について街区符号  
及び住居番号を付けたことについて

( " ) 2

## 告 示

●金沢市告示第324号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により町の名称を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示し、平成30年11月1日から効力を有するものとします。

平成30年10月31日

金沢市長 山 野 之 義

変更後の町	左の区域に変更される従前の区域	
	町	地 番
金石通町	金石西3丁目	134~137、138の1、143の3、147、157、165、167、170、171、173、175の1、175の2、181の1、181の2、182、353、355、356、358、360、361、373、374、376、377、382、387、388、391、392、404、407、408、434、441、443
	金石西4丁目	107~110、144~147、150、152、153、186、187、190~194、196~198、200、201、203、208~210、221、222、225~228
金石下本町	金石西3丁目	26、52、57の1、57の2、58~62、66~71、73~80、81の1、81の2、82、83、85の1~85の5、90、93、96、96の2、97の1、97の2、98の1、98の2、99の1、99の2、101の1、101の2、102、104、108~110、114、114の2、117~119、127~129
	金石西4丁目	1の1、1の2、2、3、40、50の1~50の3、52、54~57、59、60の1、60の2、63~70、74、75、79、80、103、104
金石味噌屋町	金石西2丁目	333の1、333の2、334の1、334の2、335の1、335の2、336、338の1、346の1、346の2、347~350、352の1、352の2、353の1、353の2、354の1、354の2、355、356の1、356の2、359の1~359の3、360、372、494の1、498、507、508の1、508の3、510の1、510の2、511の1~511の3、514の1~514の4、515の1、515の3、516の1、516の2、517の1、517の2、518の1、518の2、519の1、519の2、520、524、526の1、526の2、528の1、528の2、529~531、532の1、532の2、535の1、535の2、536、537、540、541の1、541の2、548~550、552の1、552の2、553の1、553の2、554の2、813、814の1、814の2、817
	金石西4丁目	5の1、5の2、6~9、17、19~23、27、29~32、34、35の1、35の2、36の1~36の4、37の2、38、926、935、952、954、955の2、955の3、957、958、1007の2、1011、1012、1018の1~1018の6、1019~1027、1030、1031、1033、1036~1042、1043の1、1043の2、1044~1047、1050、1051、1053、1056~1059、1062~1067、1069~1072

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

## ●金沢市告示第325号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第2項の規定により住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年10月31日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 住居表示を実施すべき区域

変更後の町	左の区域に変更される従前の区域	
	町	地 番
金石通町	金石西3丁目	134～137、138の1、143の3、147、157、165、167、170、171、173、175の1、175の2、181の1、181の2、182、353、355、356、358、360、361、373、374、376、377、382、387、388、391、392、404、407、408、434、441、443
	金石西4丁目	107～110、144～147、150、152、153、186、187、190～194、196～198、200、201、203、208～210、221、222、225～228
金石下本町	金石西3丁目	26、52、57の1、57の2、58～62、66～71、73～80、81の1、81の2、82、83、85の1～85の5、90、93、96、96の2、97の1、97の2、98の1、98の2、99の1、99の2、101の1、101の2、102、104、108～110、114、114の2、117～119、127～129
	金石西4丁目	1の1、1の2、2、3、40、50の1～50の3、52、54～57、59、60の1、60の2、63～70、74、75、79、80、103、104
金石味噌屋町	金石西2丁目	333の1、333の2、334の1、334の2、335の1、335の2、336、338の1、346の1、346の2、347～350、352の1、352の2、353の1、353の2、354の1、354の2、355、356の1、356の2、359の1～359の3、360、372、494の1、498、507、508の1、508の3、510の1、510の2、511の1～511の3、514の1～514の4、515の1、515の3、516の1、516の2、517の1、517の2、518の1、518の2、519の1、519の2、520、524、526の1、526の2、528の1、528の2、529～531、532の1、532の2、535の1、535の2、536、537、540、541の1、541の2、548～550、552の1、552の2、553の1、553の2、554の2、813、814の1、814の2、817
	金石西4丁目	5の1、5の2、6～9、17、19～23、27、29～32、34、35の1、35の2、36の1～36の4、37の2、38、926、935、952、954、955の2、955の3、957、958、1007の2、1011、1012、1018の1～1018の6、1019～1027、1030、1031、1033、1036～1042、1043の1、1043の2、1044～1047、1050、1051、1053、1056～1059、1062～1067、1069～1072

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

## 2 住居表示を実施すべき期日

平成30年11月1日

## 3 住居表示の方法

街区方式

## 4 街区符号及び住居番号

別冊「旧町名復活事業（金石通町、金石下本町、金石味噌屋町）旧新・新旧住居表示対照表」（登載省略）のとおり

平成30年(2018年)10月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)10月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	